

※ 処理 事項	整 理 番 号	事務所	区分	管 理 番 号	申告区分
	法 人 番 号				
法 人 名					
事 業 度	令 和 年	年	月 月	日 从 ら まで	日 ま で
年	令 和 年	月	月		

## 付加価値額及び資本金等の額の計算書（法第72条の2第1項第1号に掲げる事業） 第3号

### 1. 付加価値額及び資本金等の額の計算

付 加 価 値 額 の 計 算					資 本 金 等 の 額 の 計 算							
収益配分額の計算	報酬給与額 別表5の2の2③又は別表5の3⑫	(1)	兆	十億	百万	千	円	資本金等の額 下表2②若しくは下表3⑧又は別表5の2の3⑩、 別表5の2の3⑨若しくは別表5の2の3⑩	(12)			
純支払利子 別表5の2の2④又は別表5の4③	(2)							当該事業年度の月数	(13)			
純支払賃借料 別表5の2の2⑤又は別表5の5③	(3)							(12)×(13) 12	(14)			
収益配分額 (1)+(2)+(3)	(4)							控除額計 別表5の2の3⑫、別表5の2の3⑩若しくは 別表5の2の3⑨又は別表5の2の4⑩	(15)			
単年度損益 第6号様式⑦又は別表5④	(5)							差引 (14)-(15)	(16)			
付加価値額 (4)+(5)	(6)							⑯のうち1,000億円以下の金額	(17)			
収益配分額のうちに報酬給与額の占める割合 (1)/(4)	(7)				%			(16)のうち1,000億円を超える 5,000億円以下の金額 × 50 100	(18)			
雇用額の定額控算 雇用の安定控除額 (1)-(8)	(8)	兆	十億	百万	千	円		(16)のうち5,000億円を超える 1兆円以下の金額 × 25 100	(19)			
雇用者給与等支給増加額 別表5の6④又は別表5の6の2⑨	(9)							仮計 (17)+(18)+(19)	(20)			
課税標準となる付加価値額 (6)-(9)-(10)	(10)							国内における所得等課税事業に係る 期末の従業者数	(21)			
	(11)							国内における収入金額等課税事業に係る 期末の従業者数	(22)			
								計 (21)+(22)	(23)			
								課税標準となる資本金等の額 (20)又は(20)×(21)/(23)若しくは(20)×(22)/(23)	(24)			
期中に金額の増減があつた場合の理由等								兆	十億	百万	千	円

### 2. 資本金等の額の明細

区 分		期首現在の金額 ⑮				当期中の減少額 ⑯				当期中の増加額 ⑰				差引期末現在の金額 ⑯ (⑮-⑯+⑰)			
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	1	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	兆	十億	百万	千	円	
資本金の額及び資本準備金の額の合算額	2																
法人税の資本金等の額又は連結個別資本金等の額	3																
期中に金額の増減があつた場合の理由等																	